

**漁業経営セーフティーネット構築事業
漁業用燃油価格安定対策の補填実施の判定等に関するデータ
(平成21年第1四半期～)**

(1) 月別平均原油価格(単位:円/kℓ)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
1月	25,180	44,090	48,130	53,410	60,580	67,990	34,300
2月	25,170	41,890	52,110	57,520	65,140	67,470	41,640
3月	28,170	44,130	56,010	63,630	62,930	67,100	41,550
4月	31,250	49,130	61,020	60,200	62,510	67,620	44,080
5月	35,070	44,350	55,500	53,840	63,840	67,720	48,290
6月	42,170	42,360	54,640	47,110	61,490	69,370	48,090
7月	38,610	40,030	55,110	49,340	64,960	67,920	43,540
8月	42,650	39,920	51,060	53,810	65,960	66,020	36,960
9月	39,090	39,930	51,480	54,700	67,660	65,200	34,310
10月	41,620	41,390	50,310	54,090	65,660	58,850	34,620
11月	43,650	43,470	53,280	54,570	66,650	56,330	32,140
12月	42,500	46,760	52,340	55,940	70,210	45,590	26,510

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1月	19,940	38,770	46,150	40,490	44,220	35,720	60,280
2月	21,210	38,730	42,590	44,830	37,500	40,330	66,910
3月	24,980	36,400	41,850	46,830	22,790	44,010	82,670
4月	26,980	36,210	46,130	49,860	13,840	43,170	81,440
5月	30,380	35,680	51,360	47,930	20,570	45,540	87,600
6月	30,750	32,420	50,930	42,000	27,590	49,570	95,390
7月	27,770	33,640	51,220	43,080	29,080	50,580	88,720
8月	27,850	34,720	50,640	39,520	29,340	48,010	82,170
9月	27,790	37,380	54,370	41,300	27,600	50,310	81,810
10月	31,980	39,460	56,330	40,380	26,920	58,040	84,360
11月	29,870	43,210	46,740	42,450	28,500	57,630	77,260
12月	38,000	43,780	40,560	44,580	32,530	52,420	65,650

資料: ㈱東京商品取引所公表の中東産原油価格の最終決済価格

注: 太字の着色部分は令和4年10月～令和4年12月期の補填基準価格の算出に用いられた期間

**漁業経営セーフティーネット構築事業
漁業用燃油価格安定対策の補填実施の判定等に関するデータ
(平成30年第3四半期～)**

(2) 平均原油価格と補填基準価格の推移

単位:円/kℓ

対象期間 (注1)		四半期の 平均原油価格 (注2)	価格差補填金の 補填基準価格 (7中5平均原油価格) (注2)	急騰対策補填金(注3)			価格差補填金(注4)			
				補填金単価 上昇額の3/4	任意取崩単価(注5)		補填金単価 上昇額100%	任意取崩単価(注5)		合算単価
					上昇額の1/4			上昇額100%(注4)		
平成30年度	第3四半期 (10～12月期)	47,876.6	48,505.5	4,290	1,430	5,720 (4,290+1,430)	-	-	-	
	第4四半期 (1～3月期)	44,050.0	48,300.5	-	-	-	-	-	-	
令和元年度 (平成31年度)	第1四半期 (4～6月期)	46,596.6	47,593.6	-	-	-	-	-	-	
令和元年度	第2四半期 (7～9月期)	41,300.0	47,237.6	-	-	-	-	-	-	
	第3四半期 (10～12月期)	42,470.0	46,671.8	-	-	-	-	-	-	
	第4四半期 (1～3月期)	34,836.6	46,052.0	-	-	-	-	-	-	
令和2年度	第1四半期 (4～6月期)	20,666.6	44,802.8	-	-	-	-	-	-	
	第2四半期 (7～9月期)	28,673.3	43,188.8	-	-	-	-	-	-	
	第3四半期 (10～12月期)	29,316.6	41,363.0	-	-	-	-	-	-	
	第4四半期 (1～3月期)	40,020.0	39,984.8	8,020	2,670	10,690 (8,020+2,670)	-	-	-	
令和3年度	第1四半期 (4～6月期)	46,093.3	39,370.0	19,070	6,350	25,420 (19,070+6,350)	-	-	-	
	第2四半期 (7～9月期)	49,633.3	39,150.8	15,720	5,240	20,960 (15,720+5,240)	-	-	-	
	第3四半期 (10～12月期)	56,030.0	39,124.8	20,030	6,670	26,700 (20,030+6,670)	-	-	-	
	第4四半期 (1～3月期)	69,953.3	39,191.1	-	-	-	30,760	10,000	40,760 (30,760+10,000)	

対象期間 (注1)		四半期の 平均原油価格 (注2)	価格差補填金の 補填基準価格 (7中5平均原油価格) (注2)	急騰対策補填金(注3)			価格差補填金(注4)			
				補填金単価		任意取崩単価(注5)	合算単価	補填金単価		任意取崩単価(注5)
				上昇額の3/4	上昇額の1/4			上昇額100%	上昇額100%(注4)	
令和4年度	第1四半期 (4～6月期)	88,143.3	39,745.5	-	-	-	48,390	10,000	58,390 (48,390+ 10,000)	
	第2四半期 (7～9月期)	84,233.3	39,951.0	-	-	-	44,280	10,000	54,280 (44,280+ 10,000)	
	第3四半期 (10～12月期)	75,756.6	40,673.3	-	-	-	35,080	10,000	45,080 (35,080+ 10,000)	
	第4四半期 (1～3月期)	(注6)	41,964.2	(注6)	(注6)	(注6)	(注6)	(注6)	(注6)	

注1: 補填発動の有無の判定は、四半期(3ヶ月)毎に3ヶ月分の原油価格が算出可能な翌四半期に行われる。

注2: 四半期の平均原油価格、7中5平均原油価格及び補填基準価格は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで表示。7中5平均原油価格は、直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分(7中5)の平均原油価格。

注3: 急騰対策補填金は、要件①と②を満たした場合に補填発動となる。

要件①は、四半期の平均原油価格が7中5平均原油価格×85%以上であること。

要件②は、直前四半期の平均原油価格×120%以上。ただし、直前四半期が120%以上に達しなかった場合、前年同四半期の平均原油価格×120%以上であること。さらに、直前と前年が120%以上上昇していない場合では、2年前同四半期の平均原油価格×140%以上上昇していること。

急騰対策補填金は、四半期の平均原油価格から要件②を満たした四半期(ただし、2年前同四半期の平均原油価格×140%以上の条件を満たした場合は前年同四半期)の平均原油価格までの上昇額の3/4部分を補填金単価、上昇額の1/4に相当する額を任意取崩単価と呼称する。

ただし、直前と前年が120%以上上昇していない場合で、2年前同四半期の平均原油価格×140%以上上昇している場合は、前年同四半期の平均原油価格を用いる。

急騰対策補填金の負担割合は、補填金単価(上昇額の3/4)が国:加入者=1:1。任意取崩単価(上昇額の1/4)が漁業者負担100%。

注4: 価格差補填金は、四半期の平均原油価格から7中5平均原油価格までの上昇額を補填金単価、さらに補填金単価に相当する額を任意取崩単価と呼称する。ただし、任意取崩単価は10,000円/klを上限とする。

価格差補填金の補填金単価の負担割合は、補填基準価格×108.5%までが国:加入者=1:1、補填基準価格×108.5%以上が国:加入者=2:1、特別対策加入者は補填基準価格×117%以上の部分が国:加入者=3:1となる。任意取崩は漁業者負担100%。

※漁業用燃料特別対策は、平成25年度7～9月期(第2四半期)より開始。

注5: 任意取崩単価は、加入者の判断に応じて積立残額の範囲内で取崩することができる単価。

注6: 令和4年度第4四半期の平均原油価格と補填金単価については、令和5年1～3月の月別平均原油価格がすべて発表され、平均値が算出され次第、掲載する予定。

**漁業経営セーフティネット構築事業
漁業用燃油価格安定対策の補填実施の判定等に関するデータ
(平成27年第4四半期～平成30年第2四半期)**

(2) 平均原油価格と補填基準価格の推移

単位:円/kg

対象期間 (注1)		四半期の 平均原油価格 (注2)	価格差補填金の 補填基準価格 (7中5平均 原油価格) (注2)	急騰対策補填金 (注3)		補填金単価(注4)	内訳		
				要件①※1	要件②※2		合計	負担割合(1:1分)	負担割合(1:2分)
						※特別対策(注5)加入者			
平成27年度	第4四半期 (1～3月期)	22,043.3	51,142.5	37,308.0 (46,995.9)	43,471.1	無	無	無	無
平成28年度	第1四半期 (4～6月期)	29,370.0	51,142.5	26,452.0 (56,184.0)	43,471.1	無	無	無	無
	第2四半期 (7～9月期)	27,803.3	51,083.1	35,244.0 (45,924.0)	43,420.6	無	無	無	無
	第3四半期 (10～12月期)	33,283.3	50,842.1	33,364.0 (37,308.0)	43,215.8	無	無	無	無
	第4四半期 (1～3月期)	37,966.6	50,453.3	39,940.0 (26,452.0)	42,885.3	無	無	無	無
平成29年度	第1四半期 (4～6月期)	34,770.0	50,183.1	45,560.0 (35,244.0)	42,655.6	無	無	無	無
	第2四半期 (7～9月期)	35,246.6	49,657.6	41,724.0 (33,364.0)	42,209.0	無	無	無	無
	第3四半期 (10～12月期)	42,150.0	49,422.0	42,296.0 (39,940.0)	42,008.7	4,430	4,430 (急騰対策)	無	無
	第4四半期 (1～3月期)	43,530.0	49,335.8	50,580.0 (45,560.0)	41,935.4	無	無	無	無
平成30年度	第1四半期 (4～6月期)	49,473.3	48,908.1	52,236.0 (41,724.0)	41,571.9	7,060	4,160	2,900	無
	第2四半期 (7～9月期) (注6)	52,076.6	48,529.1	59,368.0 (42,296.0)	41,249.7	6,640	4,130	2,510	無

注1: 補填発動の有無の判定は、四半期(3ヶ月)毎に3ヶ月分の原油価格が算出可能な翌四半期上旬に行われる。
注2: 四半期の平均原油価格、7中5平均原油価格及び補填基準価格は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで表示。7中5平均原油価格は、直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分(7中5)の平均原油価格。
注3: 急騰対策補填金は、要件①と②を満たした場合に補填発動となる。
※1: 要件①は、直前四半期の平均原油価格×120%以上。ただし、直前四半期が120%以上に達しなかった場合、前年同期の平均原油価格×120%以上。
※2: 要件②は、7中5平均原油価格×85%以上
注4: 急騰対策補填金の補填金単価の負担割合は国:加入者=1:1。
※価格差補填金の補填金単価の負担割合は、補填基準価格×108.5%以上が国:加入者=2:1、特別対策加入者は補填基準価格×117%以上の部分が国:加入者=3:1となる。
注5: 漁業用燃油特別対策は、平成25年度7～9月期(第2四半期)より開始。
注6: 平成30年度第2四半期は特例として、加入者の判断に応じて補填金額を積立残額の範囲内で取崩することができる。

**漁業経営セーフティーネット構築事業
漁業用燃油価格安定対策の補填実施の判定等に関するデータ
(平成24年第1四半期～27年第3四半期)**

(2) 平均原油価格と補填基準価格の推移

単位:円/kg

対象期間 (注1)		四半期の 平均原油価格 (注4)	7中5平均 原油価格 (注2、4)	補填の 基準価格 (注3、4)	補填単価 (注5)	
					うち特別対策分(注6)	
平成24年度	第1四半期 (4～6月期)	53,716.6	46,516.8	53,494.3	220	
	第2四半期 (7～9月期)	52,616.6	47,249.5	51,974.4	640	
	第3四半期 (10～12月期)	54,866.6	47,891.0	50,285.5	4,580	
	第4四半期 (1～3月期)	62,883.3	48,635.3	48,635.3	14,240	
平成25年度	第1四半期 (4～6月期)	62,613.3	49,523.1	49,523.1	13,090	
	第2四半期 (7～9月期)	66,193.3	50,226.1	50,226.1	15,960	(4,190)
	第3四半期 (10～12月期)	67,506.6	50,916.5	50,916.5	16,590	(5,500)
	第4四半期 (1～3月期)	67,520.0	51,980.3	51,980.3	15,530	(5,520)
平成26年度	第1四半期 (4～6月期)	68,236.6	53,144.3	53,144.3	15,090	(6,230)
	第2四半期 (7～9月期)	66,380.0	54,000.6	54,000.6	12,370	(4,380)
	第3四半期 (10～12月期)	53,590.0	54,698.5	54,698.5	無	無
	第4四半期 (1～3月期)	39,163.3	54,410.6	54,410.6	無	無
平成27年度	第1四半期 (4～6月期)	46,820.0	53,426.1	53,426.1	無	無
	第2四半期 (7～9月期)	38,270.0	52,423.0	52,423.0	無	無
	第3四半期 (10～12月期)	31,090.0	51,204.6	51,204.6	無	無

注1: 補填金支払いの有無の判定は、四半期(3ヶ月)毎に3ヶ月分の原油価格が算出可能な翌四半期上旬に行われる。

注2: 直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分(7中5)の平均原油価格。

注3: 補填の基準価格は7中5平均原油価格。ただし、平成24年4～6月の四半期、7～9月の四半期及び10～12月の四半期に係る補填の基準価格は次のとおりとする。

・平成24年4～6月期: 7中5平均原油価格×1.15・平成24年7～9月期: 7中5平均原油価格×1.10・平成24年10～12月期: 7中5平均原油価格×1.05
(漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について「平成22年3月30日付け水産第3038号水産庁長官通知」を参照)

注4: 四半期の平均原油価格、7中5平均原油価格及び補填の基準価格は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで表示。

注5: 補填金のうち1/2が国の助成、ただし特別対策発動ラインである62,000円/kgを超える漁業用燃油緊急特別対策分については3/4が国の助成。

注6: 漁業用燃油緊急特別対策は、平成25年度7～9月期(第2四半期)より開始。